

令和八年熊本地震により『被災された方』へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が**令和9年1月27日まで延長**されます。

氏名	日本花子		昭和××年●月●日生
住所	■■県○○市△△町□□		
交付	平成●●年△月□日 12345		
免許の 条件等	2026年(令和8年)7月28日まで有効		
優良	運転免許証		
番号	第 123456789000 号		
二小原	平成05年07月01日	種別	大型 中型 普通 大自 大自 二種
他	平成07年08月10日	原付	大型 中型 普通 大自 大自 二種
二種	平成14年09月20日	特	大型 中型 普通 大自 大自 二種
		〇〇〇〇〇 公安委員会	

有効期間の末日（左の場合、令和8年7月28日）が、

令和8年7月28日から令和9年1月26日までの方

は、令和9年1月27日まで運転することができます。

（令和9年1月27日までに更新手続きをしてください。）

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域（特定区域）であり、最新の適用地域については、内閣府の（災害救助法の適用状況）ホームページを参照してください。
- ※ 特定区域に住所がある方のほか、特定区域内に住所がない方についても、延長の対象となる場合があります。
- ※ 被害を受けた状況により、延長措置を受けるために書類等のご用意が必要となる場合があります。
- ※ 運転免許証を紛失した方の再交付手続など、最新の情報や詳しい内容は、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。
- ※ 令和9年1月27日の直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。